

〇はりまや橋観光バスターミナル条例施行規則

平成20年4月1日

規則第108号

(趣旨)

第1条 この規則は、はりまや橋観光バスターミナル条例（平成20年条例第86号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(乗り入れ等できる自動車)

第2条 条例第9条第1号に規定する規則で定める自動車は、タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシーをいう。）、はりまや橋観光バスターミナル（以下「バスターミナル」という。）の管理のために必要な自動車その他市長が特に必要と認める自動車とする。

(停留施設の使用の許可等の申請)

第3条 条例第10条第1項の規定により停留施設（条例第3条第1号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の使用の許可を受けようとする者は、はりまや橋観光バスターミナル使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、駐車場（条例第3条第3号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の使用に伴い停留施設を使用する場合その他市長が適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類
- (2) 停留施設に設置しようとする案内板、時刻表等の仕様書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請に当たっては、使用を開始しようとする日の15日前までに手続をしなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、条例第10条第4項ただし書の規定による使用の許可の期間の更新について準用する。

(停留施設の使用の許可)

第4条 市長は、前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による使用を許可したときははりまや橋観光バスターミナル使用許可証（第2号様式。以下「許可証」という。）を当該申請をした者に交付するものとし、使用を許可しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(停留施設使用者の遵守事項)

第5条 停留施設の使用の許可を受けた者（以下「停留施設使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可証に記載した許可条件に違反しないこと。
- (2) 許可を受けなくて壁、柱等にはり紙等をしないこと。
- (3) 安全には十分な配慮をし、適切な事故防止の対策を施すこと。
- (4) 停留施設使用者が相互に尊重し、適正な使用が図れるよう調整すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示する事項

(駐車場の使用の許可)

第6条 市長は、駐車場を使用しようとする者が駐車場にバスを駐車し、ロック板が作動することにより、当該駐車場の使用を許可するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車料金の納付の方法)

第7条 駐車料金は、駐車場の使用を終了しようとするときに現金を自動料金精算機に投入することにより納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、別に定める方法により駐車料金を納付させることができる。

(駐車場使用者の遵守事項)

第8条 駐車場の使用の許可を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに他の駐車場使用者の駐車位置に立ち入らないこと。
- (2) 駐車中は、エンジンを停止すること。
- (3) 事故が発生したときは、直ちに係員に連絡すること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(広告物の掲出の許可)

第9条 条例第26条第1項の規定に基づく広告物の掲出の許可については、高知市公有財産規則（昭和41年規則第1号）第18条から第22条までの規定を準用する。

(指定管理者を指定した場合の取扱い)

第10条 条例第4条第1項の規定に基づきバスターミナルの管理を指定管理者に行わせる場合における第3条、第4条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 2 条例第19条第1項の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合における第7条の規定の適用については、同条中「駐車料金」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
- 3 第1項の場合における第3条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第4条に規定する様式は、指定管理者が別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日規則第193号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のはりまや橋観光バスターミナル条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後のはりまや橋観光バスターミナル条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

年

高知市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者

はりまや橋観光バスターミナル使用許可申請書

はりまや橋観光バスターミナルの停留施設を使用したいので、はりまや橋観光ミナル条例及び同施行規則の規定に従い、下記のとおり申請します。

記

1 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 事業種別

3 案内板等の設置の有無

4 添付書類

- (1) 道路運送法の規定による一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類
- (2) 案内板、時刻表等を設置するときは、その仕様書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

年

様

高知市長

はりまや橋観光バスターミナル使用許可証

はりまや橋観光バスターミナルの停留施設の使用について、はりまや橋観光バスターミナル条例及び同施行規則の規定に従い、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 許可の条件 はりまや橋観光バスターミナル条例及び同施行規則を遵守する

第1号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第4条関係)